

## 岩倉市概算数量発注方式要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する建設工事において、積算業務の簡素化により、事業の円滑な執行を図ることを目的とする概算数量発注方式について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後に工事現場での取合い等を精査の上、設計数量を確定し、契約変更を行うものをいう。
- (2) 概算数量 詳細な測量に基づかずに算出された数量をいう。
- (3) 工事計画図書 平面図、縦断面図、横断面図、展開図、区画線図、数量総括表及び数量計算書等のうち、特記仕様書に定めるものをいう。

### (対象工事)

第3条 概算数量発注方式の対象となる工事は、次に掲げる条件を全て満たす工事（委託業務等により詳細図面がある工事を除く。）とする。

- (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事であること。
- (2) 現地精査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事であること。

### (設計書の作成)

第4条 概算数量発注方式における当初設計書は、次のとおり作成するものとする。

- (1) 設計書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付するものとする。
- (3) 設計書の内訳表及び数量総括表に「概算」と明示するものとする。
- (4) 工事計画図書作成のため、工期に15日程度加算することができるものとする。
- (5) 工事計画図書の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上するものとする。

(特記仕様書)

第5条 概算数量発注方式による工事においては、次に掲げる事項を特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注方式による発注工事であること。
- (2) 概算数量に基づく見積りであること。
- (3) 受注者において工事計画図書を作成するものであること。

(設計変更)

第6条 受注者は、工事着手前に発注者と現場で立会いを行った上で工事計画図書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により提出された工事計画図書により工事内容、工事費等を確認し、適当であると認めるときは、設計変更通知書により通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により通知した設計変更通知書に基づき、設計変更を行うものとする。この場合において、当該設計変更の変更理由は、「概算数量発注工事の精査による。」とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、発注者と受注者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。